

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東広島市長

市町村名 (市町村コード)	東広島市 (34212)
地域名 (地域内農業集落名)	志和堀地区 (堀市上、堀市下、新市下、新市上、新城・今田、杉坂下、杉坂上、谷政、横田、安田、十日市、原、免山、宮の前、後休、長松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月9日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・志和堀地区は、志和堀地区ほ場整備事業及び松原地区ほ場整備事業による基盤整備を一部実施した水田地帯である。

・今後、高齢化の進行による将来的な農地保全への危機感があり、耕作放棄地が増加していくことが危惧されている中、農事組合法人志和堀七福神及び農事組合法人志和堀恵び寿の集落法人や農業法人、新規就農者等により農地の集積及び保全を図っている。

・市内の中でも、有機野菜の栽培に取り組む若い生産者の多い地域であるが、経営の規模拡大に向けた課題がある。

・令和5年7月に実施した意向調査では、今後の経営意向について、規模拡大の意向も見られた一方、離農を含め規模縮小の意向が40%であったほか、後継者のいない経営体が67%に上ったことに加え、地区の現状として、「高齢化の進行」の回答が多く、今後の担い手の不足や耕作放棄地の増加が懸念されている。今後必要な取組みは「有害鳥獣対策」が最多であり、次いで「担い手の確保」や「共同営農」であった。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き、水稻を主要作物とし、有機農法を含めた園芸作物の栽培を推進する。

・水田を中心に水稻や転作作物の生産を行い、有利販売に努める。また、作業や資材購入の効率化によるコスト低減を図る。

・守るべき農地を明確にし、農事組合法人等、担い手への農地集積を推進する。

・不作付け地の解消のため、省力化等につながる乾田不耕起播種(マイコス米)の有効性を検証し、導入に向けて取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	231.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	231.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・地区内全域を地域計画の区域に位置づける。なお、広島市との近接性及び広域的な道路ネットワーク機能の利点を生かし、地域内外の交流の促進及び他産業における土地利用についての検討を含めた、まちづくりに取り組む。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和8年7月8日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・東広島市志和町志和堀字今田915-1 282㎡

・東広島市志和町志和堀字今田916-1 1,275㎡

・東広島市志和町志和堀字今田922 695㎡

・東広島市志和町志和堀字谷政996-1 1,707㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・規模縮小や離農を検討する農家があった場合には、志和町内の農事組合法人で構成される志和地区農業法人協議会において農地の引受けを検討するほか、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や拡大意向のある農業者に集積・集約化することにより、耕作放棄地の発生防止や解消に取り組む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・意向調査において、農地中間管理機構の活用に関向きの回答は52%であった。
・農業をリタイア・経営転換する者は、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・ほ場整備の必要可能性について、今後地域での話し合い等を通じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・法人内をはじめ、後継者の確保・育成を図るほか、新規就農者の受入れなど地域内外から多様な担い手の確保に努め、行政や農業団体等と連携しながら定着に向けた支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・効率化が期待できる農作業については委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害の被害が拡大しないよう防護柵等を設置及び適切な点検・管理を行うとともに、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。

②環境保全型農業直接支払交付金を活用し、地区内の有機農家が連携して、有機農業に取り組む。

⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全や農業用施設(水路・農道)の維持管理を行う。